

## 第6章 給 付

### 第1節 通 則

(給付の種類)

第47条 この基金が行う給付は、次のとおりとする。

- (1) 第1種退職年金
- (2) 第2種退職年金
- (3) 遺族一時金
- (4) 退職一時金

(裁 定)

第48条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、この基金が裁定する。

(基本年金額及び加算年金額)

第49条 基本年金額は、加入員であった全期間の平均標準給与額（加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月額（法第26条第1項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、同項の規程中「標準報酬月額」とあるのを「報酬標準給与の月額」と読み替えた従前報酬標準給与の月額。）と賞与標準給与の額の総額を加入員期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の1,000分の5.558（別表第8の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額から、法附則第32条第1項の認可を受けた日以後の加入員であった期間の平均標準給与額の1,000分の5.481（別表第9の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に法附則第32条第1項の認可を受けた日以後の加入員であった期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

2. 法第78条の6第1項及び第2項又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合（法第78条の20第1項に該当する場合を含む。）であつて、この基金の加入員又は加入員であった者が法第78条の2に定める第1号改定者又は法第78条の14に定める特定被保険者（同条第1項（法第78条の20第1項に規定する場合を含む。）の規定により標準報酬が改定された者をいう。）（以下併せて「第1号改定者等」という。）に該当した場合の基本年金額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した額から、法第78条の2第1項に規定する対象期間（以下「対象期間」という。）又は法第78条の14第1項に規定する特定期間（以下「特定期間」という。）のうちこの基金の法附則第32条第1項の認可を受けた日以前の加入員であった期間（当該標準報酬の改定が行われたときに加入員である受

給権者である場合は、法第 78 条の 2 第 2 項に規定する標準報酬改定請求又は法第 78 条の 14 第 1 項の規定による標準報酬の改定及び決定の請求（以下併せて「改定請求」という。）のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本年金額の計算の基礎となった加入員期間に限る。）について、次の各号に定める額の合計額（法第 78 条の 14 の規定による標準報酬の改定及び決定を請求した場合（法第 78 条の 20 第 1 項に該当する場合を除く。）は第 3 号及び第 4 号の合計額とする。）を当該対象となる加入員期間の月数で除した額に 1,000 分の 5.481（別表第 9 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）を乗じた額に当該対象となる加入員期間の月数を乗じて得た額（以下「減額相当額」という。）を控除した額とする。

- (1) 当該基金の法附則第 32 条第 1 項の認可を受けた日以前の加入員であった期間のうち対象期間における改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額（法第 78 条の 20 第 2 項の規定による改定が行われる場合は、当該改定後の額とする。）に改定割合（法第 78 条の 6 第 1 項に規定する改定割合をいう。以下同じ。）を乗じた額
  - (2) 当該基金の法附則第 32 条第 1 項の認可を受けた日以前の加入員であった期間のうち対象期間における改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額（法第 78 条の 20 第 2 項の規定による改定が行われる場合は、当該改定後の額とする。）に改定割合を乗じた額
  - (3) 当該基金の法附則第 32 条第 1 項の認可を受けた日以前の加入員であった期間のうち特定期間における改定前の標準報酬月額を基準として定めた報酬標準給与の月額に 2 分の 1 を乗じた額
  - (4) 当該基金の法附則第 32 条第 1 項の認可を受けた日以前の加入員であった期間のうち特定期間における改定前の標準賞与額を基準として定めた賞与標準給与の額に 2 分の 1 を乗じた額
3. 法附則第 7 条の 3 又は法附則第 13 条の 4 に定める老齢厚生年金（以下「繰上げ支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を有する者に支給する基本年金額は、第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項又は第 2 項の規定により計算した額から、第 1 項又は第 2 項の規定により計算した額に減額率を乗じて得た額を減じた額とする。
4. 前項に定める減額率は、1,000 分の 5 に当該受給権を取得した月から 65 歳（法附則第 13 条の 4 の規定による受給権者にあつては法附則第 8 条の 2 各項に規定する年齢）に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率とする。
5. 法第 44 条の 3 の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした者（当該繰下げの申出に係る老齢厚生年金の受給権を取得した月前における加入員であった期間が 1 月以上である者に限る。）の基本年金額は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。
- (1) 第 1 項又は第 2 項に定める基本年金額に相当する額
  - (2) 第 1 項又は第 2 項に定める基本年金額に相当する額（老齢厚生年金の受給権を取得した

日の属する月（以下「受給権取得月」という。）の前月までの加入員であった期間をその計算の基礎とするものに限る。）に基金令第24条の2第2項に規定する平均支給率を乗じて得た額に、当該受給権者に係る厚生年金保険法施行令第3条の5の2に規定する増額率（1,000分の7に受給権取得月（受給権取得月から老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした日（以下「申出日」という。）の属する月までの期間が5年を超える場合にあっては、当該申出日の5年前の属する月をいう。）の翌月から申出日の属する月までの月数を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額（以下「繰下げ加算額」という。）

6. 加算年金額は、この基金の加算適用加入員であった全期間の平均報酬標準給与月額（加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月額を平均した額をいう。以下同じ。）に、加算適用加入員期間に応じて別表第2に定める率を乗じて得た額とする。

## 第50条 削除

（端数処理）

第51条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付の額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

2. 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、減額相当額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、第49条に規定する基本年金額を計算する過程において、法附則第32条第1項の認可を受けた日以後の加入員であった期間の平均標準給与額の1,000分の5.481（別表第9の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に法附則第32条第1項の認可を受けた日以後の加入員であった期間の月数を乗じて得た額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

（支給期間及び支払期月）

第52条 年金の支給は、これを支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする。

2. 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、第58条第2項から第3項の規定によりその全部又は一部の支給を停止する場合においては、同項の規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の全部又は一部は、支給しない。
3. 年金は次の表に掲げる区分にしたがい、同表に定める支払期月にそれぞれの前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても支払うものとする。

金額	27万円以上	15万円以上 27万円未満	6万円以上 15万円未満	6万円未満
支払 期月	2月、4月、6月 8月、10月、12 月	4月、8月、12月	6月、12月	12月

4. 加入員である第2種退職年金の受給権者が、各月末日に、設立事業所に使用されなくなったこと、その使用される事業所が設立事業所でなくなったこと又は法第12条の規定に該当するに至ったことにより加入員の資格を喪失し、第1種退職年金の受給権者となる場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、第2種退職年金の支給は、権利が消滅した月の前月で終わるものとし、第1種退職年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月から始めるものとする。

(未支給の給付)

第53条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。

2. 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3. 未支給の給付を受けるべき者の順位は、厚生年金保険法施行令第3条の2に規定する順序による。

4. 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

(生存に関する届書の提出)

第53条の2 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者は、生存に関する届書を給付規程の定める日までに基金に提出しなければならない。

ただし、基金の年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

(所在不明者に関する届書の提出)

第53条の3 第1種退職年金又は第2種退職年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が1月以上明らかでないときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出しなければならない。

(1) 所在不明となった受給権者の氏名及び性別

(2) 当該受給権者と同一世帯である旨

(3) 年金証書の番号

2. 基金は、前項の届書が提出されたときには、当該受給権者に対し、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面の提出を求めることができる。
3. 前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた当該受給権者は、当該書面を基金に提出しなければならない。

(受給権の保護)

第 54 条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、第 1 種退職年金、第 2 種退職年金又は退職一時金を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

## 第2節 第1種退職年金

(支給要件)

第55条 第1種退職年金は、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間が10年以上である者が、60歳に達した後に脱退（死亡による脱退を除く。以下同じ。）により加算適用加入員でなくなったとき、若しくは65歳に達したことにより加算適用加入員の資格を喪失したとき、又は加算適用加入員期間が10年以上で、年齢が50歳以上である者若しくは加算適用加入員期間が15年以上である者が、脱退により加算適用加入員の資格を喪失した後に加算適用加入員となることなくして60歳に達したとき。
- (2) 加算適用加入員期間が10年以上で、年齢が50歳以上である者又は加算適用加入員期間が15年以上である者が、老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (3) 加算適用加入員期間が10年以上である者が、法附則第8条（法附則第8条の2の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢厚生年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を取得したとき。
- (4) 加算適用加入員期間が10年以上である加入員又は加算適用加入員期間が15年以上である者若しくは加算適用加入員期間が10年以上で脱退時の年齢が50歳以上である者が、繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(年金額)

第56条 第1種退職年金の額は、基本年金額と加算年金額とを合算した額とする。

2. 第2種退職年金の受給権者のうち繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が、65歳（法附則第13条の4の規定による受給権者にあつては法附則第8条の2各項に規定する年齢）に達する前に前条に該当し、第1種退職年金の受給権を取得したときは、当該者の第1種退職年金のうち基本年金額は従前の額とし、その者が当該年齢に達したときに、第4項の規定を適用し改定する。
3. 第1種退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間又は加算適用加入員であった期間は、その計算の基礎としない。
4. 加入員である第1種退職年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず、それぞれの当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員又は加算適用加入員であった期間を第1種退職年金の額の計算の基礎とするものとし第1号に該当する場合にあつては、該当するに至った日の属する月から、第2号から第5号に該当する場合にあつては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定

する。

(1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。

(2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(3) 老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(4) 繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

(5) 法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。

5. 第1種退職年金の受給権者のうち繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳(法附則第13条の4の規定による受給権者にあつては法附則第8条の2各項に規定する年齢)に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。

(1) 改定前の基本年金額

(2) 第49条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

6. 前各項の規定にかかわらず、加入員である第1種退職年金の受給権者が、設立事業所に使用されなくなったとき、その使用される事業所が設立事業所でなくなったとき又は法第12条の規定に該当するに至ったときにあつては、その日から起算して1月を経過した日の属する月から、その額を改定する。ただし、基本年金額の改定は、法附則第7条の3の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、65歳(法附則第13条の4の規定による受給権者にあつては法附則第8条の2各項に規定する年齢)に達している者に限るものとする。

(第1号改定者等の標準報酬の改定に伴う年金額の変更)

第56条の2 この基金は、第1種退職年金の受給権者について法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われた場合(法第78条の20第1項に該当する場合を含む。)であつて、当該受給権者が第1号改定者等に該当する場合は、当該改定に係る改定後の標準報酬を基準として定めた報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額(当該受給権者が加入員である場合は、改定請求のあった日以前の直近の年金裁定又は年金額の改定を行った際に基本年金額の計算の基礎となった加入員期間に係る報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額に限る。)を基本年金額の計算の基礎とするものとし、改定請求のあった日の属する月の翌月から、その額を改定するものとする。

2. この基金は、法第78条の6第1項第1号及び第2項第1号又は法第78条の14第2項及び第3項の規定により標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る第1号改定者等の老齢年金給付の支給に関する義務の一部(法第85条の3の規定に基づき政府がこの基金から徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に限る。)を免れるものとする。

(失 権)

第 57 条 第 1 種退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは消滅する。

(在職等による支給停止)

第 58 条 第 1 種退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本年金額に相当する部分の支給を停止する。

(1) 65 歳に達したとき。

(2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(3) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

2. 加入員である第 1 種退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が 65 歳未満である間は、それぞれ法附則第 13 条第 4 項の各号 (第 3 号及び第 4 号を除く。) 又は法附則第 13 条の 7 第 5 項の第 1 号に掲げる場合に応じ、基本年金額に相当する額のうち、基本年金額に第 1 号に定める額を第 2 号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。

(1) 法附則第 13 条第 4 項の各号 (第 3 号及び第 4 号を除く。) 又は法附則第 13 条の 7 第 5 項の第 1 号に定める額

(2) 加入員であった期間に係る法第 132 条第 2 項 (法附則第 7 条の 6 第 1 項の規定により読み替えられた場合を含む。) に規定する額 (以下本条において「代行部分の額」という。)

3. 加入員である第 1 種退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第 133 条の 2 第 3 項 (同条第 5 項の規定により読み替えられた場合を含む。以下本項において同じ。) 各号のいずれかに該当する場合又は法附則第 7 条の 3 に定める繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が法附則第 7 条の 6 第 2 項の規定により法第 133 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当する場合については、その者が 70 歳未満である間は、基本年金額 (第 49 条第 5 項に規定する繰下げ加算額を除く。以下本項において同じ。) に相当する額のうち、基本年金額に第 1 号に定める額を第 2 号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。

(1) 代行部分の額から法第 133 条の 2 第 3 項に定める支給停止額を控除して得た額

(2) 代行部分の額

4. 第 2 項に規定する法附則第 13 条第 4 項各号 (第 3 号及び第 4 号を除く。) 又は法附則第 13 条の 7 第 5 項の第 1 号に定める額及び第 2 項により計算された額並びに第 3 項に規定する代行部分の額から法第 133 条の 2 第 3 項に定める支給停止額を控除して得た額及び第 3 項により計算された額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

5. 第 1 種退職年金の受給権者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める間、その額のうち加算年金額に相当する部分の支給を停止する。

(1) 60 歳に達していない者については、60 歳に達するまでの間



(2) 加入員である受給権者については、65歳に達するまでの間

(3) 加入員である受給権者のうち特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が60歳以上65歳未満である間は、前号の規定にかかわらず基本年金額に相当する部分の全部の支給を停止されている間

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)

- 第58条の2 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに老齢厚生年金の裁定請求をしないときは、第58条の規定にかかわらず、老齢厚生年金の受給権取得月の翌月から支給繰下げの申出日の属する月までの間、基本年金額について、その支給を停止する。
2. 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行う場合は、老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに老齢厚生年金の繰下げを行う旨をこの基金に申し出なければならない。
  3. 第1種退職年金の受給権者が老齢厚生年金の支給繰下げの申出をした場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。
  4. 第1項の規定に基づき基本年金額の支給を停止していた者が老齢厚生年金の支給の繰下げを行わない場合は、その旨をこの基金に申し出なければならない。この場合、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って第1項の支給停止を解除するものとする。
  5. 第2項に規定する老齢厚生年金の受給権取得月の末日までに同項の申出を行っていない者が、老齢厚生年金の支給の繰下げの申出をした場合は、老齢厚生年金の受給権を取得したときに遡って同項の申出を行ったものとし、老齢厚生年金の受給権を取得したときから老齢厚生年金の支給繰下げの申出をしたときまでの期間について基本年金額の支給を停止するものとする。当該期間において、基本年金額について過誤払が行われた場合においては、当該者は当該過誤払された基本年金額についてこの基金に対し返還を行うものとする。

### 第3節 第2種退職年金

(支給要件)

第59条 第2種退職年金は、加入員又は加入員であった者が次の各号のいずれかに該当した時において、その者が第1種退職年金の受給権を有しないときに、その者に支給する。

- (1) 加入員が65歳に達した後に加入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして65歳に達したとき。
- (2) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (3) 加入員又は加入員であった者が特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該受給権を取得したときを除く。
- (4) 老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したものであって、その年金の額が、法第43条第3項、法附則第7条の3第5項又は法附則第13条の4第5項若しくは第6項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

(年金額)

第60条 第2種退職年金の額は、基本年金額に相当する額とする。

2. 第2種退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。
3. 加入員である受給権者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を第1項の額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第2号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。
  - (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。
  - (2) 老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
  - (3) 法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。
4. 受給権者のうち繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳(法附則第13条の4の規定による受給権者にあっては法附則第8条の2各項に規定する年齢)に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、年金額の改定は行わず、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号の定める額を合算した額に改定する。

(1) 改定前の年金額

(2) 第49条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

5. 第56条第6項の規定は、第2種退職年金額について準用する。この場合において、同項中「第1種退職年金」とあるのは、「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(第1号改定者等の標準報酬の改定に伴う年金額の変更)

第60条の2 第56条の2の規定は、第2種退職年金額について準用する。この場合において、第56条の2の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(失 権)

第61条 第2種退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したとき、又は第1種退職年金の受給権を取得したときは、消滅する。

(支給停止)

第62条 第58条第2項から第4項までの規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第58条第2項及び第3項の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)

第62条の2 第58条の2の規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第58条の2の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

#### 第4節 遺族一時金

(支給要件)

第63条 遺族一時金は、加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間3年以上である加算適用加入員（第1種退職年金の受給権者を除く。）が死亡したとき。
- (2) 第55条に規定する加算適用加入員期間を満たしている者が加算適用加入員の資格を喪失した後、60歳に達するまでの間に死亡したとき。
- (3) 第1種退職年金の受給権者が、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分の支給が開始された後、10年を経過する前に死亡したとき。

(一時金の額)

第64条 遺族一時金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に該当する場合にあっては、平均報酬標準給与月額に、加算適用加入員期間に応じて別表第2に定める率を乗じ、さらに死亡した日の年齢に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額とする。
- (2) 前条第2号に該当する場合にあっては、第49条第6項の規定の例により計算した額に死亡時の年齢に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額とする。
- (3) 前条第3号に該当する場合にあっては、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する額に、支給済期間に応じて別表第4に定める率を乗じて得た額とする。

(遺族)

第65条 遺族一時金を受けることができる遺族は、死亡した加算適用加入員又は加算適用加入員であった者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

2. 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。
3. 遺族一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

## 第5節 退職一時金

### (支給要件)

第66条 退職一時金は、加算適用加入員が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者が第1種退職年金の受給権を有しないときに、その者に支給する。

- (1) 加算適用加入員期間3年以上である者が、脱退により加算適用加入員の資格を喪失したとき。
- (2) 加算適用加入員期間3年未満である者が、65歳に達したことにより加算適用加入員の資格を喪失したとき。

### (一時金の額)

第67条 退職一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1号に該当する場合にあつては、平均報酬標準給与月額に、加算適用加入員期間に応じて別表第2に定める率を乗じて得た額に、さらに脱退した日の年齢に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額とする。
- (2) 前条第2号に該当する場合にあつては、平均報酬標準給与月額に、加算適用加入員期間に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額に、さらに7.6914を乗じて得た額とする。

### (支給の効果)

第68条 退職一時金の支給を受けた者が、再びこの基金の加入員の資格を取得した後に、第1種退職年金のうち加算年金額に相当する部分、退職一時金又は、遺族一時金の支給要件の判定及び給付額の算定にあつては、すでに支給を受けた退職一時金の額の計算の基礎となった加算適用加入員期間は、当該給付の計算の基礎としないものとする。

### (失 権)

第69条 削除